山 口 県 司 法 書 士 会 館

設計監理業務

技術提案プロポーザル募集要項

令和５年１月

山口県司法書士会

目　　次

１．主　旨
２．業務の概要
（1）業務の目的
（2）業務内容
（3）履行期間
（4）業務実施における業務概要
３．技術提案プロポーザルを求める基本コンセプト
４．参加資格及び条件
５．技術提案プロポーザルの手順
６．審査委員の概要
７．事務局
８．必要書類の交付
（1）交付資料
（2）交付期間
（3）交付場所
９．技術提案プロポーザル実施時の留意事項
10．第１次審査について
（1）参加表明書
（2）参加表明書の提出
（3）第１次審査に関する質問
（4）第１次審査評価項目、評価基準
（5）審査結果の通知
11．第２次審査について
（1）技術提案書
（2）技術提案書の提出
（3）技術提案書に関する質問
（4）第２次審査評価項目、評価基準
（5）第２次審（ヒアリング等）
（6）審査結果の通知及び公表
12．設計監理業務委託契約
（1）契約
（2）業務名
（3）履行期間
（4）業務内容
（5）業務価格
（6）契約者
（7）契約保証金・前払金

１．主　旨

現在の山口県司法書士会館は、昭和５０年に竣工し４７年を経過しようとしています。建物各部に老朽化が認められるため、山口県司法書士会では新たな会館を建築することを計画しています。

そこで、新会館建築設計監理業務を委託するため、技術提案書により設計者を選定（プロポーザル方式）することにいたしましたので、参加表明書・技術提案書の提出を以下の要領で募集いたします。

本技術提案プロポーザルは、設計者の経験・知識及び設計に取り組む姿勢及び具体的イメージ案等を審査の対象とするものです。

２．業務の概要

（１）業務の目的

本業務は、山口県司法書士会館の新築のための設計監理業務を行うものである。

（２）業務内容

業務内容は、会館新築に関する基本設計・実施設計・工事予定額の算定・建築確認手続き・工事業者の選定・工事監理の各業務である。

（３）履行期間

契約締結の翌日から、上記業務内容修了の日までとする。

（４）業務実施における業務概要

山口県司法書士会館整備方針による。

３．技術提案プロポーザルを求める基本コンセプト

本業務において技術提案プロポーザルを求める基本コンセプトは、以下に示す事項とします。技術提案書を作成するにあたっては、新築する会館が本基本コンセプトを兼ね備えていることを踏まえて作成してください。

① 機能性を重視したコンパクトな会館

② 一般の人が入館をためらうことがないような明るい玄関
ただし、会員が関与していない一般市民の会館の自由利用は想定していない

③ 建物全体としては落ち着いた雰囲気としたい

④ 高齢者の方、障がいをお持ちの方でも利用できるよう、バリアフリーに配慮した会館

⑤ デジタル・トランスフォーメーション推進に向けたＩＴ化のための通信設備及びセキュリティの確保

⑥ 災害等に対する安全性に配慮し、安全安心な構造及び避難の確保

⑦ 将来機能追加のための対応可能な配慮

⑧ 外部の美観及び防水性等に耐久性を求め建物のライフサイクルコストに対する効率的軽減をはかる

４．参加資格及び条件

本技術提案プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件すべてに該当する単体企業（事務所）とします。

ただし、構造、設備等に関わる部分を協力事務所として設計体制に組み込む場合にはその旨を記載してください。

① 建築士法（昭和25年法律第202号）第２３条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

② 対象となる設計業務に関し、国の諸法令により必要とされている資格を有すること。

③ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により地方公共団体において一般競争入札に参加する資格を有すること。

④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中または破産手続き中ではないこと。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。

⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

⑦ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続の申立中又は特定調停手続中でないこと。

⑧ 建築士法第２６条第２項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。

⑨ 地方公共団体等における競争入札参加資格者停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

⑩ 地方公共団体等における暴力団等排除条例における入札参加排除措置を受けていないこと。

⑪ 山口県及びその近郊で、平成２４年４月以降に完成した建築物新築工事（２００㎡以上）１件以上の設計実績を有すること。

５．技術提案プロポーザルの手順

① 技術提案プロポーザルは、第１次審査と第２次審査を行い、第１次審査を通過した者を、第２次審査の対象とします。第１次審査時には「参加表明書」、第２次審査時には「技術提案書」を提出してもらいます。

② スケジュール（予定）

プロポーザルの告知	令和５年１月１６日（月）
参加表明書受付期間	令和５年１月１６日（月）～２月６日（月）
質問書受付期間（第１次審査）	令和５年１月１６日（月）～１月３１日（火）
質問書回答期間（第１次審査）	令和５年２月６日（月）までに随時回答
第１次審査書類提出期限	令和５年２月６日（月）
第１次審査結果通知	令和５年２月２４日（金）
質問書受付期間（第２次審査）	令和５年２月２４日（金）～３月１０日（金）
質問書回答期間（第２次審査）	令和５年３月１７日（金）までに随時回答
第２次審査対象者書類提出期限	令和５年３月２４日（金）
第２次（ヒアリング等）審査	令和５年４月上旬

審査結果発表	令和５年４月中旬

〈以下予定〉

委員会との打合会議（３回程度）	令和５年５月上旬～６月上旬
設計業務契約	令和５年６月中旬
工事業者の見積合わせの告知	令和５年７月中旬
見積合わせ参加業者の選定	令和５年８月中旬
設計図書完了	令和５年８月中旬
建築確認申請	令和５年８月中旬
工事業者への見積図面等の交付	令和５年８月下旬
工事予定額の算定	令和５年９月
建築確認済証受領	令和５年１０月上旬
工事業者見積提出期限	令和５年１０月中旬
工事業者のプレゼン	令和５年１０月下旬
工事業者の選定	令和５年１０月下旬
臨時総会	令和５年１１月下旬
工事請負契約の締結	令和５年１２月上旬
工事監理業務契約	令和５年１２月上旬
新会館工事着工	令和６年１月中旬
新会館工事完了	令和６年１０月下旬
新会館完了引渡し	令和６年１１月中旬

６．審査委員の概要

山口県司法書士会役員及び会館建設委員会委員５名と一級建築士１名

７．事務局

≪２月６日迄の事務局≫

〒753-0048　山口市駅通り二丁目９番１５号　山口県司法書士会

担　当　者：事務局長 宮崎徹也

電　　話：０８３－９２４－５２２０

ファックス：０８３－９２１－０４７５

E-mail: proposal@ymg-sihousyosi.or.jp

≪２月１３日以降の事務局（移転先事務局）≫

〒753-0064　山口市神田町５番１１号　山口神田ビル３階　山口県司法書士会

担　当　者：事務局長 宮崎徹也

電　　話：０８３－９２４－５２２０

ファックス：０８３－９２１－０４７５

E-mail: proposal@ymg-sihousyosi.or.jp

８．必要書類の交付

（１）交付資料

① 山口県司法書士会館 設計監理業務 技術提案プロポーザル募集要項

② 山口県司法書士会館 整備方針

③ 山口県司法書士会館 プロポーザル様式一式

（２）交付期間

令和５年１月１６日（月）から令和５年２月６日（月）まで

（３）交付場所

山口県司法書士会ホームページ（https://www.ymg-sihousyosi.or.jp）よりダウンロードしてください。

９．技術提案プロポーザル実施時の留意事項

① 費用の負担

審査のために提出していただく書類（参加表明書、技術提案書）にかかる費用の一切は、参加者の負担とし、参加報酬等は支払わないものとする。

② 提案数

参加表明書及び技術提案書の提出は１事業者につき１件とします。

③ 審査結果に対する異議申立て

参加者は、第１次審査及び第２次審査の審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

④ 失格条項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

１）審査委員に直接又は間接に接触を求めた場合

２）契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

３）本技術提案プロポーザルの手続き中に、官公庁、地方公共団体から指名停止を受けた場合

４）ヒアリングに遅刻、欠席があった場合

５）本募集要項に定める手続き、方法を遵守しない場合

⑤ 無効となる参加表明書及び技術提案書

参加表明書及び技術提案書が、次の条件の１つに該当する場合は無効となることがあります。

１）参加資格及び条件を満たしていない場合

２）参加表明書及び技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合

３）提出された参加表明書及び技術提案書が指定する様式に適合しない場合

４）虚偽の内容が記載された場合

⑥ 参加表明書及び技術提案書の取扱い

１）提出された参加表明書及び技術提案書は、本技術提案プロポーザルの審査の目的以外で使用することはありません。

２）提出された技術提案書は、公正性、透明性、客観性等を期するため山口県司法書士会会員に公表することがあります。

３）提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。

４）提出された参加表明書及び技術提案書は、本技術提案プロポーザルの審査に必要な範囲内で複製することがあります。

⑦　現地の見学について

本技術提案プロポーザルにおいて、会館建設予定地（現山口県司法書士会館）における現地見学会は実施しません。

現在の会館は、令和５年２月９日（木）～１０日（金）に事務局が引っ越し、２月中旬から解体工事に着手いたします。

もし、会館の見学を希望される場合は、それまでに事務局に連絡の上見学してください。また、申し出があれば現会館平面図等をお渡しすることができます。

⑧　その他

１）手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）によるものとします。

２）提出期限以降の参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出はできません。

３）参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の設計統括責任者及び各主任技術者は、病気、退職、死亡等特別な場合を除き変更できません。

４）技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがあります。

５）発注者より受領した資料を、公表・使用することはできません。

１０．第１次審査について

本技術提案プロポーザルに参加表明する者は、以下に基づき第１次審査用資料を作成・提出してください。なお、参加表明書の添付書面（③～⑤）は、参加表明書を提出後に、参加表明書受付期間内に提出されても結構です。

（１）参加表明書

①（様式１）参加表明書

②（様式２）質問書（質問のある場合に提出ください。）

③（様式３）技術職員等の状況、協力事務所の状況

④（様式４）事務所の主要業務実績

写真・図面及び作品に対する評価等（出典を明示してください。）

⑤（様式５）統括責任者・主任技術者

（２）参加表明書の提出

①　提出期間

令和５年１月１６日（月）から令和５年２月６日（月）まで

②　提出場所

７．事務局と同じ

③　提出方法

持参、郵送または宅配便（提出期限までに必着すること）

直接持参される場合は、休日を除く執務時間（9時から１7時まで）に、郵送の場合は一般書留又は簡易書留等、手渡ししたことが証明されるものにてお

願いします。

④　提出部数

１２部（様式１、様式２については１部）

（３）第１次審査に関する質問

①　提出期間

令和５年１月１６日（月）から令和５年２月６日（月）まで

②　提出場所ならびに提出方法

質問書により事務局へ郵送またはメールにて提出すること。

③　質問への回答

提出された質問については、随時メールで回答する。また山口県司法書士会ホームページに掲載するものとする。

（４）第１次審査評価項目、評価基準

(ア)設計事務所の能力、資格等

(イ)主要業務等の実績

(ウ)過去の代表作品に対する評価、受賞歴等

（５）審査結果の通知

第１次審査結果は、令和５年２月２４日（金）付けで、下記の要領で通知する。

①　提案者に選定された者に対して、その旨を選定通知書及びメールにより通知する。

②　提案者に選定されなかった者に対しては、非選定通知書により通知する。

１１．第２次審査について

第１次審査で選定された方は、以下に基づいて第２次審査用資料を作成・提出してください。

（１）技術提案書

①（様式６）技術提案提出書

②（様式７）設計工程計画・設計工程表

③（様式８）技術提案書（建物のイメージ図・平面図を含む）

（２）技術提案書の提出

①　提出期限

令和５年３月２４日（金）

持参の場合は、執務時間中（9時から１7時まで）に受付けます。

②　提出場所

７．事務局と同じ

③　提出方法

持参、郵送または宅配便（提出期限までに必着すること）

直接持参される場合は、事務局の休日を除く執務時間（9時から１7時まで）に、郵送の場合は一般書留又は簡易書留等、手渡ししたことが証明されるものにてお願いします。

④　提出部数　　１２部（様式６については１部）

（３）技術提案書に関する質問

①　提出期間

令和５年２月２４日（金）から令和５年３月１０日（金）まで

②　提出場所ならびに提出方法

事務局へ質問書により郵送またはメールにて提出すること。

③　質問への回答

提出された質問については、随時メールで回答する。また山口県司法書士会ホームページに掲載するものとする。

（４）第２次審査評価項目、評価基準

①　基本コンセプトの実現化

②　設計工程計画・設計工程表の適正

③　設計業務及び監理業務の費用算定の適正

（５）第２次審査（ヒアリング等）

審査委員によるヒアリングでの最終審査を実施する。

①　ヒアリングの日時・場所

日　時：令和５年４月上旬を予定（３０分程度）

場　所：場所未定

②　プレゼンテーション

プレゼンテーションの方法は、プロジェクターを用いたものやレジュメのみによるものなど、方法は問いません。プロジェクターとＰＣは当会で準備します。

③　ヒアリングで求める内容は、提出していただいた技術提案書の表現を補足するための追加説明及び審査委員からの質疑に対する回答です。

④　ヒアリングの出席者は、３名を上限とします。ヒアリングには、設計統括責任者及び工事監理責任者が必ず出席するようにしてください。

⑤　技術提案書以外の説明資料がある場合は、事前に申し出てください。

⑥　ヒアリングは、審査委員以外の当会会員が傍聴することがあります。

（６）審査結果の通知及び公表

第２次審査結果は、令和５年４月中旬（予定）に以下の要領で文書にて通知し、山口県司法書士会ホームページに最優秀者及び優秀者の名称を公開します。

①　審査の結果、「最優秀」と「優秀」となった提案者を特定し、その旨を特定通知書にて通知します。

②　審査の結果、「最優秀」と「優秀」とならなかった提案者に対しては、特定しなかった旨を非特定通知書にて通知します。

１２．設計監理業務委託契約

（１）契約

①　契約にかかる協議

「最優秀」となった者は、「山口県司法書士会館建築設計等業務委託及び山口県司法書士会館工事監理等業務委託」の契約締結にかかる見積書を提出

していただき、当会と契約額について協議させていただきます。ただし、「最優秀」となった者と協議が成立しない場合には、「優秀」となった者と同様の協議を行うものとします。

② 契約内容

前払金の有無、設計業務の詳細な仕様などの契約内容は技術提案書に記載された内容を尊重し、当会と協議のうえ決定します。

また、業務内容に応じて、分けて個別に契約させていただく予定であります。

（２）業務名

山口県司法書士会館設計監理業務

（３）履行期間

契約締結日の翌日から下記に記載の業務内容修了の日までとする。

（４）業務内容

会館新築に関する基本設計・実施設計・工事予定額の算定・建築確認・工事業者の選定（見積精査等）・工事監理の各業務。

（５）会館建設にかかる予算額

会館建設にかかる工事予算額（設計監理業務費及び建築工事費）は、金１２，０００万円（税込）を上限とします。

（６）契約者

山口県司法書士会

（７）契約保証金・前払金

山口県司法書士会館建築設計等業務委託契約書及び山口県司法書士会館工事監理等業務委託契約書（当事者協議のうえ作成、締結する）によるものとする。